

## 第3回水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年2月20日（水）16:26～17:38

2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）、原英史（座長代理）、  
長谷川幸洋、林いづみ

（専門委員）有路昌彦、泉澤宏、中島昌之、本間正義、渡邊美衡

（事務局）田和室長、小見山参事官

（説明者）国土交通省：海谷大臣官房審議官

国土交通省：堀海事局海技課長

国土交通省：中村海事局海技課海技企画官

水産庁：保科増殖推進部長

水産庁：廣山増殖推進部研究指導課長

水産庁：三野増殖推進部研究指導課海洋技術室長

農林水産省：信夫大臣官房政策課長

農林水産省：小川大臣官房審議官（兼消費・安全局）

農林水産省：坂本消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室長

厚生労働省：黒羽医薬・生活衛生局食品基準審査課残留農薬等基準審査室長

内閣府：大倉食品安全委員会事務局評価第二課課長補佐

4. 議題：

（開会）

1. 近海を操業する中規模の漁船に関する海技士乗組基準の見直しの方向性について  
（国土交通省・農林水産省よりヒアリング）

2. 魚類防疫に関する事項について

（農林水産省・厚生労働省・内閣府よりヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 それでは、定刻より若干早いのですけれども、説明者の方も委員の方も全員そろわっておりますので「規制改革推進会議 水産ワーキング・グループ」を始めたいと思います。

本日は所用により、新山委員、下苧坪専門委員、花岡専門委員が御欠席であります。

また、金丸議長代理が御出席です。

それでは、ここからの進行は野坂座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いしま

す。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議題1は「近海を操業する中規模の漁船に関する海技士乗組基準の見直しの方向性について」です。

本件は、前回の水産ワーキング・グループでも取り扱いましたが、規制担当府省である国土交通省からは、中規模漁船に関する規制の必要性を明確にしていただけなかつただけでなく、現行の小型船舶に関する規制の強化の可能性にも言及される等、規制改革について建設的な議論ができたとは言えないものだったと理解しております。

その後、関係省庁で再検討いただきまして、水産ワーキング・グループにて本件について建設的な議論を行うべく、これまでの議論を踏まえ、今後検討すべき論点やスケジュールについて国土交通省と農林水産省の連名にて資料をおまとめいただきました。

本日は、この資料に基づいて御説明いただきたいと思います。

それでは、国土交通省より御説明をお願いいたします。

○海谷大臣官房審議官 それでは、国土交通省、それから農林水産省、水産庁でまとめた資料がございますので、私のほうからまとめて御説明を申し上げたいと思います。

昨年12月に水産ワーキング・グループの議論がございました。閣議決定、私が就任する前でございます、いろいろ認識の相違があったことについては、率直におわび申し上げたいと思います。

その後、お見えですけれども、保科部長からもいろいろ水産改革に関する説明を御丁寧にいただきまして、いろんな認識の相違も大分埋められてきたかなと思います。

そういうことも踏まえまして、両方で相談しまして作成いたしましたのが、今回のペーパーでございます。

近海（100海里以内）でございますけれども、これを操業する中規模（総トン数20トン以上長さ24m未満）の漁船の海技資格の見直しにつきまして、安全運航の確保が前提でございますけれども、以下のように必要な検討を実施したいということでございます。

まず、検討方法でございますけれども、前回まで議論されていたのは、まず、現状は現状としてあって、技術の進展があったら、そこで見直すのだと、その際に必要な現状のデータを集めるのだということでありましたので、それは大分、季節波動もあるだろうから、時間をかけて1年ぐらいということでありましたけれども、むしろ、現状で何ができるのかということをきちんと検討すべきということだったと思いますので、時間をかけないでできるような調査をきちんとやりたいということでございます。

まず、現状の中規模漁船について、隻数はそう多くはございませんので、個々のスペックも検査のデータなどで、かなり分かるところがございますので、そういったものでございますとか、どういう漁場で何日ぐらいの操業をしているかということでございますとか、使用燃料、A重油といってもピンからキリまでありますので、どういった形のA重油を使

っているのかということ。それから、船員として、どのような配乗実態にあるのか、特に漁船の場合は商船と違って、運航要員以外の方も乗っていて、その上で、いろんな部員の方々も、いわゆる海技士以外にもいらっしゃるというような状態の中で、こういった形の乗組実態になっているか。それから、船内では、誰に何を行わせているか等々を調査するというのですが、これ自体は、長期間は必要としないものだと思っていますので、水産庁と協力して短期間でやろうということで合意いたしております。

それを踏まえまして、エンジンの構造でありますとか、出力等の性能あるいは使用される燃料油、それから船舶の構造等の差違による機関士の業務内容の差異、それにつきまして、客観的・技術的に検証しまして、その結果を踏まえて、この近海操業中規模漁船に必要とされる海技資格の在り方について検討したいということでございます。

前回、検討会を開きましたけれども、国土交通省と水産庁の間で、若干認識の相違がありましたのと、私もその場には出席しておりませんでしたので、議事録などの中身を見ますと、かなりエピソードベース的な議論が多かったので、きちんとこのデータを基に、もう少しきちんとしたエビデンスベース的な形で、きちんとやっていきたいということで考えております。

そのために、業界の方々に多々お集まりいただきましたけれども、これに中立的機関ですとか、大学等の船舶関係の有識者をメンバーに加えて、より中立的な、お立場にこだわらない検討を行うためには、こういった方々の御参加も必要だと思っていますので、急ぎそのメンバーを検討いたしまして、ここで御了解をいただけましたら、そういったメンバーを加えて、技術的検討などについては、そういった方を中心にいただきながら、また、全体の御議論もいただくような形で検討を進めたいと思っています。

論点としては、前回もありましたけれども、以下のようなことが考えられるかということでございます。

「最大10日間の航行期間中に必要となる船内におけるエンジンのメンテナンス」ということでございます。

もともと小型船舶操縦士を導入したときの議論ですと、250時間ごとにオイル交換をすれば、もうそれだけで、あとは何千時間エンジンがもつので何もしなくていいのだと、あとは、小型船舶操縦士は出港前の点検と保守をやっていけばいいのだというような思想でできているようですが、一方で、大手のエンジンメーカーが1日1回とか、50時間に1回の点検、保守は必要だという意見もあるのですが、それも安全サイドで見ている可能性もありますので、それが技術的にどうなのかということもきちんと検証するということと、仮に、それが必要だとしても海技士の資格を持った人間で、果たしてやるべきなのかどうかということについて、今の海技資格制度で担保している要素も含めまして、きちんと検証したいと思います。

それから「エンジンのトラブル・事故時の対応」については、業務量と関係することだと思います。

エンジンの構造上、かなり小さい船になってきますと、エンジンは小型化しています。そもそも小型船舶操縦士を導入したということ自体が、小さい船だと簡素な構造で、ほとんどカセット化して直せる部分というのは、ごくごくわずかだというような発想になっていますが、20トン以上の船舶ですと、当時の小型船舶だけでも若干複雑なのですが、技術の進歩の結果、どれだけの業務量が減っているのかということは、我々もそれを全否定するエビデンスを持っているわけではないので、そこはきちんと検証して、あとは表に出てこないトラブルなどもあると思いますが、そのときには、こういった対応をしているかということも、検討会では1カ所の視察に行ったエピソード的なことでいろんな議論がされておりましてけれども、もう少し多面的に聞きながら、そういうことも検証していきたいということでございます。

あと「エンジンの構造」でございますけれども、これもいろんな人の、いろんな携わり方によって感覚が違うところがあるようで、少し古いエンジンを念頭に議論をされる方と、かなり新しいもので、出始めているものを念頭に議論を置いている方とで、180度違ってまいりますので、その辺を客観的に、また、こういった状況になっているのか等々もきちんと見ながらやっていきたいということでございます。

1つ念頭に置いていただきたいのは、24メートルの長さ基準でございますけれども、エンジンの閾値として国際的に750キロワットというのも結構使われます。そういったことも少しにらみながら、こういったことも検討していきたいと思っています。

それから、小型船舶操縦士で対応可能なかどうなのかということについても、さまざまな検証が必要かと思っております。

これはエンジンと違って、小型船舶操縦士は操縦の部分なので、かなり業務もいろいろ多岐にわたりますし、さまざまな、よりエンジン以上にきちんとした検討が必要だと思いますが、ちょっと時間がないということなので、若干はしりまして、何かありましたら質疑で御説明申し上げたいと思っておりますけれども、以上について検討いたしまして、海技士の乗組の必要性あるいは何らかの緩和を行うものの代替措置、そのものの必要性というものを検討したいと思っております。

例えばの選択肢でございますけれども、他の乗組員が機械に関する簡易な講習を受講するなど、一定の要件の下で海技士を省略するということでございます。

これについては、別紙についておりますけれども、船舶職員法の体系で20条特例というのがありまして、いろんな操業実態を踏まえて、乗組基準を緩和する場合は、こういったものを使ってやっているというものがございます。

例えば、集団で操業している場合に、その船体を一個の船と見立てて、ある一個の指揮船があれば、その他の船は少し資格のレベルを下げるだとか、そういった運用などもいたしておりますので、こういったものなども参考になるかと思えます。

さらには、小型船舶と中距離漁船の範囲を明確化した上で、小型船舶操縦士の1人の配乗でよいこととすると、それを段階的に実施するなど、見直しの方向性の選択肢が考えら

れるところがございますけれども、水産庁さんと十分に連携・調整して決定していきたいと思えます。

スケジュールとしましては、そこに書いておりますが、海技士（機関）に関する規制につきましては、夏までに答申ということでございますので、それに間に合うような形で並行的に検討を行い、見直しの方向性について一定の取りまとめを行いたいと思えます。

内容を確定するのは、現場の納得感も必要だと、私は思っておりますので、よくあるのは、制度は作ったのだけれども、現場で納得感が得られなくて全然進まないということが、この海の世界はよくあるものですから、そういうことのないように、きちんと実証実験などを踏まえた上で、内容を確定するということはしたいと思っております。

その上で、小型漁船の定義を改正した上で、小型船舶操縦士でも可能なようにするということにつきましては、今、STCW-Fという漁船員の資格に関する国際的なルールを導入しようという動きがありますので、それと合わせて、特に操船の部分については、いろいろ変わってくるような部分もございますので、それと一体的に処理したほうが現場も混乱しなくて済むかなということ。

もう一つは、今、資格が大は小を兼ねていないものですから、昔は兼ねていたのですけれども、海技士は、小型船舶操縦士は別ものとして取らなければいけないということになっておりますので、そういう意味では、段階的に進めたほうが現場の混乱が少ないかなということもございますので、それについては、そのタイミング等に合わせて措置をしていきたいというようなことでございます。

若干結論の先取りのようになってしまっているところもあるかもしれませんが、きちんと、その点について検証をいたしまして、議論を進めていきたいということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○野坂座長 ありがとうございます。

農林水産省より、何か補足がございましたら、お願いいたします。

○保科増殖推進部長 ありがとうございます。水産庁の増殖推進部長の保科です。

今、海谷審議官からお話がありましたけれども、審議官とも何度かお話をさせていただき、水産改革についても御説明をさせていただいて、その中で、船の大きさについても、基本、弾力化というのですかね、規制を無くしていく方向にあるのだということについても御理解をいただき、また、前回のワーキング・グループでも御説明しましたとおり、今回対象にしている100海里以内で短期間の操業を行っている、具体的には巻き網ですとか、沖合底引き、それから延縄というのは、正に日本の近海の漁業の中心で、非常に引くくめた言い方をすると、3,000隻の船がいて、正に近海漁業の中心になっているわけですけれども、その中で海技士が一番不足しているとなっている分野でもあります。

そのために、どうしても20トンの下に、要は19トン船というのがたくさん大きな塊になっていて、それを超える、今回対象となるような中規模漁船は3,000隻の中の70隻ぐらいし

か実はいないわけです。いないのですけれども、今後の水産改革の中で、船を代船するときに、20トンの人が少しでも耐波性と言うのですかね、海の中での安全性が多少増す、若干船を大きくしたいというときに、規制が増さないで転換ができれば、正にありがたいなと思っているので、安全性を確保しながら適切な内容の議論ができるように連携して対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートを立ててくださいますよう、お願いいたします。

お時間が限られておりますので、御質問を一度におまとめいただくこと、できるだけ簡潔な御発言に御協力をお願いいたします。

それでは、渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございます。

ただいまの水産庁さんの最後の御意見にあったとおり、船が大きくなって安全になること、これが規制改革の一番の目的だと思いますので、人手不足の中で、いかに安全に漁業をやっていくかという観点から話を進めていければと思います。

その点で、今回、御説明いただいた資料の中で、1枚目の下から5行目の辺りは、海技士の航海・機関ということで、機関士だけではなくて、航海士にも議論があるのですけれども、後半のスケジュールのところになってしまいますと、機関士のことしか議論に入っていないので、ここのところは、航海士についても、要は小型船舶操縦士で対応可能かどうかという検討の範囲の中に入れていただけますよう、お願い申し上げます。

○海谷大臣官房審議官 発言よろしいですか。

○野坂座長 はい。

○海谷大臣官房審議官 ちょっと書き方が不足しているところがあったと思うのですけれども、まずは機関の乗組について検討するということですが、ここで小型漁船の定義を見直すということは、船舶職員及び小型船舶操縦者法という法律の小型船舶の定義の中で漁船について見直して、小型船舶操縦士で対応可能な部分を作ることとさせていただきますので、これは、正に海技士、航海についてどうするかということを検討することと同義でございますので、すみません、資料の書き方が不足していたと思いますが、そういうこととさせていただきます。

○渡邊専門委員 ただいま小型漁船の定義の見直しということにお話が触れましたので、それに関して申し上げますと、定義の改正が平成32年目途とありますが、これは、若干遅いのではないかという感じがいたします。

私の理解では、小型船舶の定義というのは、省令改正で対応可能ということですので、平成31年度中の改定というのはいかならないのでしょうか。

○海谷大臣官房審議官 今、考えておりますのは、STCW-Fの批准について、ちょっと保科部長のところとは別のセクションといろいろ共同作業をしておるのですが、これを大体平成31年度末ぐらいにどういう対応をするかということについてまとめたいと思っております。

それと合わせて、いろんな試験体系なども見直す可能性がありますので、それと一緒に措置するほうが適切ではないかということと、今、現場では、機関と航海とを比べると、機関のほうが圧倒的に不足感が高いです。これは、内航も同じことであります。むしろ機関についてはスピード感を持ってやっていくということが、現場の状況からすると必要だということです。

あとは、先ほども申し上げましたけれども、大は小を兼ねていない議論もあるですとか、省令改正で対応は可能ですので、これを、例えば、次の国会で法律改正などとやってしまうと、来年の夏とか冬とかになってしまうわけですが、そういうことではなくて、きちんとそういった条約のタイミングと合わせてきちんとやっていきたいということを考えていきたいということでございます。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○野坂座長 では、泉澤専門委員、お願いいたします。

○泉澤専門委員 御説明ありがとうございます。

かなり内容に入り込んだ御説明だったと思います。

その中で、今回の中規模漁船の規制の必要性ということについての見直しの進め方なのですが、やはり、最初に小型漁船との比較の検討、この検討すべき論点というところに4つ項目がありますけれども、このデータを早目に示していただいて、まず、小型漁船との比較ということを検討して、そして、小型船と異なる点がなければ、中規模漁船のみの規制というのは必要ないだろうということで考えていいと思うのです。

その後、違いがあったということであっても、長さ24メートル未満のプレジャーボート、今度はそれとの比較検討ということになると思うのです。中規模漁船がプレジャーボートと異なる点がなければ、いずれにしても中規模漁船のみの規制の必要性ということとは不要になるのではないのかなと、そういう進め方でよろしいのでしょうか。

○海谷大臣官房審議官 小型漁船とプレジャーボートとの関係がございます。当然、現状の規制を踏まえた対応というものは必要になってくるだろうと思います。

一方で、特にプレジャーボートの関係でいいますと、プレジャーボートは、今回のいろんな議論が起きている背景にもあるのですが、そもそも今の我々のやっている規制の体系が大きく国際的な基準でいいますと、商船の規制を漁船に無理やりはめ込んでいるところがあって、それがゆえに、いろんな無理が来ているというところがあると。そこがSTCW条約というのがあるって、商船の規制があるって、それに漁船も対応しているということにしてしまっているんで、いろんな問題があるのですが、F条約というものができると、それを取り入れた中で、できるだけ漁船の実態に合ったものを考えようとしている

と。

プレジャーボートは、一方で、かなり自己責任に近いので、実はああいうものでも統一した基準は全くないという状況にある中で、船舶について統一した小型を問わない、24メートルについては共通の基準ということでできたというような経緯もございます。操船日数も異なりますし、あるいは運動性能も非常にプレジャーなので、速度が逆に高く、小回りが利くように作ってあるとか、いろんな違いもございますので、ちょっと同一に論じられるかどうかという点もあるのですけれども、御指摘の点もありますので、そういった違いなどもきちんと検証しながらやっていくということが必要なのではないかなというふうには思っております。

○泉澤専門委員 ありがとうございます。

もう一点、先ほど渡邊専門委員からもお話がありましたけれども、中規模漁船の海技士の資格の問題なのですが、一般の漁業者のほうからも、今の小型船舶の操縦士で代替できないのだろうかという要望がかなり強く現場から上がってきています。

それについても、やはり、機関士だけではなくて航海士の業務を小型船舶の操縦士で代替できるかどうか、こういうことも積極的に検討していただきたいと思っておりますけれども、その辺はどうですか。

○海谷大臣官房審議官 正に論点に書いてございますが、そういうことだと思っております。

1つだけちょっと申し上げると、今、プレジャーボートは構造基準も含めて、全部小型船舶にしているのですけれども、今回は、この職員法の資格の世界だけということになっていきますので、いろんな法律の勉強をどうしてもらおうとか、特に航海士は船長になってきますので、その点で、どううまく据えつけるかという問題もありますけれども、そういった点は、それができない理屈ではなくて、どう解決したら、どうできるかということからアプローチして、いろんなことを考えていきたいと思っております。

そういった意味でも、STCW-Fを導入するに当たって、いろいろ考える時期と合わせてやるということが、より効率的に、現場に混乱を来さないようにできるのではないかと考えている次第でございます。

○泉澤専門委員 ありがとうございます。

○野坂座長 そのほかには、いかがでしょうか。

では、1つ質問をさせていただきたいと思っておりますが「○検討方法の見直し」の3つ目のポツのところ、検討会の改組について、事前に第1回検討会の議事録を拝見させていただいたのですけれども、問題というのは、国交省による議題の設定であると考えておまして、メンバーの中立性というのは、特段問題はないように思います。

また、船舶関係有識者というよりは、むしろ船舶の実態を知っている船舶メーカーだったり、先ほど現場の御意見が重要だということを審議官はお話をされていたのですけれども、漁業者を拡充させるべきであると考えますが、この点については、いかがお考えでしょうか。

○海谷大臣官房審議官 現状のメンバーから、それを減らそうというつもりは全くありませんので、よりデータを中立的に解析して、お立場ですとか、あるいは自らが体験されたエピソードだけにとらわれない形でやられる方をより加えたほうが、皆さん納得感がより出るのではないかとということで、これを選ぶのに時間をかけるつもりは全くありませんので、そういう形で進めさせていただきたいと思っている次第でございます。

○野坂座長 今のお答えというのは、漁業者等もメンバーに入られるということでよろしいでしょうか。

○海谷大臣官房審議官 これは「加えて改組し」という言い方でありますので、加えるという意味です。

○野坂座長 現場の方を入れていただけるということですね。

○海谷大臣官房審議官 はい。

○野坂座長 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

そのほかには、御意見いかがでしょうか。

金丸議長代理、お願いいたします。

○金丸議長代理 前回の議論を踏まえて、かなり前向きに規制改革に取り組んでいただけるという、今日の御説明で、前回の議論も悪くはなかったのではないかと思います。

それで、スケジュールのところで、先ほど審議官が、規制改革推進会議の答申に合わせて御検討結果をまとめていただくというお話があったのですが、2ページ目のスケジュールに6月と書いてあるのですけれども、6月になるかどうか、要するに、我々は5月中にまとめておかないと、いろんなプロセスがありますから、先ほどの我々の答申のスケジュールに合わせていただけるという理解をしていいのかということ。

それから、今回、規制改革推進会議で水産のテーマを取り上げたのですけれども、国際競争性とかもあり、漁業が伸びている国との比較で見たときに、漁船の小ささ、先ほど、保科部長がおっしゃられた、19トン以下の船が何でこんなにたくさんなのだろうと、そういう素朴な疑問があったわけです。

当然、この規制があれば、漁業者の人たちというのは、海技士の確保というのは、ものすごく困難でしょうから、そういう意味で小さくなって行って、そうすると、生産性を向上させようと思っても、なかなかそうはならなかった。

そうすると、儲からない漁業になり、所得の低い漁業になり、例えば、家族経営中心でも、御家族が継いでくれないというようなことは、農業も同じようなことですが、起きているわけです。

今回は、政府全体として、この水産分野の成長産業化をしようという高次元の戦略論から、これは取り組んでいることなので、そこは国土交通省は、もう一度再認識させていただいて、この規制改革に取り組んでいただきたいと強く思います。

それから、今後、また新しい会議体を再構成していただいて、審議官お話しのように、会議の運営をして下さるみたいですが、前回は、この会議は1回しか開かれなくて、

でも、非公式というお話でしたけれども、ぜひオープンにしていきたい。

それから、できれば、規制改革推進会議から事務方になるのか、我々の委員の中になるか分かりませんが、規制改革推進会議の代表者としても1人でも2人でも加えていただければ、もっと議論がいろんな観点から進むのではないかと、これはお願いです。

あと、先ほど、小型船舶操縦士で対応可能かどうかという論点が1つのようなのですが、要するに、船長がいて、特に小型漁船で、先ほどの漁法の担い手の方々、家族経営の方々もいらっしゃるでしょうから、そうすると、船の中に船長がいて、複数の人が乗っていれば、この論点2のエンジンのトラブルとか、事故対応とか、エンジンのメンテナンスというのは、メーカーからいろんな指導を受ければ、御家族の中だったり、あるいは乗っている人でも代替が可能な作業に、技術革新もあるので、私は近づいているのではないかと期待もあるものですから、操縦士がそこに行って、自分で一人二役をするというようなことではないと思うのです。補助的にメンテナンスとか、トラブル対応ができるかどうか、誰か他に乗っている人でできるかどうかという論点ではないかと思いたいで、その3つを確認させていただきたい。

○海谷大臣官房審議官 会議体について事務局なのか、どうなのかということですが、そういうことの御意見を伺える方というのは検討したいと思いたい。

それから、3点目の話にございますけれども、正におっしゃるとおりで、前に、何で小型船舶操縦士が下に行って対応できないのかという議論がありましたけれども、そもそも船舶操縦士は船長なので、船長は、そういった故障時には、ちゃんとデッキに立って指揮をしなければいけませんので、きちんと対応する人は、とにかくいなければいけない。

恐らく20トン以下、24メートルのものでも、車のように、そこで全てエンジンの始動からできるものも最近出てきているようではございますけれども、昔のものだと、降りなければ全く何もできないというものもあるので、そういったときに、必ず作業はエンジンルームに行っている人が必要だということになります。

それを海技士資格を持った人にするのか、ある一定の知識を持った部員にするのかということの差だと思っておりますので、そういったことを①などでは割と想定しているつもりでございますけれども、そういったことも含めてきちんと検証していきたいということでございます。

○金丸議長代理 答申のスケジュールはいいですか。6月にこだわらないで、政府のスケジュールに合わせていただければと。

○海谷大臣官房審議官 はい。これは、当初、答申までにと書きたいと思いたいのですが、むしろ、それがいつか分からないという話があったので、直しただけなので、そこは、むしろ、どう前後させたほうが物事が進むかということ踏まえて、よく検討させていただきたいと思いたい。

○野坂座長 お願いします。

○三野海洋技術室長 水産庁でございます。

先ほどから国交省さんのほうで御説明をいただいて、ありがとうございます。

1つ、STCW-F条約の件なのですけれども、これについては、国際条約でございますので、そういった形で進めていくというのは理想ではございますけれども、条約の批准という形になると、いろんな制約条件とかが入ってくると思いますので、そこに引っ張られないように、この内容については進めて頂きたいと国交省さんと相談していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○海谷大臣官房審議官 今、2年後を目標にしているとすると、混乱しないようにということなのですが、それが恐らく延びてしまったとき、そこまで延ばすのかという議論がありますので、それが、また、国際会議が紛糾して延びるようでしたら、これはきちんと先行させるというようなことなのだろうと思っています。現場が混乱しないようにということだと。

○金丸議長代理 だから、そういう意味では、32年度というのは、別にきょうの会議で我々が容認したわけではないので、ここはもう少し相談させていただきたいと思います。

○野坂座長 では、続きまして質問をさせていただきます。

まず、第1回の検討会の議事録を拝見させていただきまして、このときは、海谷審議官はいらっしゃらなかったということなのですけれども、国交省の課長様が、規制改革推進会議の議論を誤って伝達をしていらっしゃるということが議事録から読み取れるのですけれども、この点については、正直、誠に遺憾でございます。

一方、本日の説明をお伺いしますと、国交省と農水省の審議官級で連携して、前向きに規制の見直しを検討いただくというスタンスに変わりつつあり、ぜひともその方向で議論を進めてもらいたいと考えております。

今後、検討会の議論が重要になってくると思いますので、ぜひ、両省の審議官級が検討会に参加いただき、規制の見直し、検討をリードいただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、当該検討会の議論の進捗状況につきましては、適宜、当ワーキング・グループに共有いただきたいと思いますと考えておりますが、この点についても、お考えをお教えいただければと思います。

○海谷大臣官房審議官 我々が、それを申し上げるのが口幅ったいので書きませんでした。少なくとも国交省としては、私も参加するようにします。そして、保科部長にも出ていただくという感じになるのだろうと思っています。

また、いろいろ御相談はさせていただきたいと思っております。進捗状況も。

○野坂座長 ぜひ、よろしくお願いいたします。

もう一つですけれども、規制緩和の方向性として、20条特例の適用についても御検討されているようですが、20条特例では、1年から3年ごとに申請を行わなければならない、煩雑であると思います。

小型漁船やプレジャーボートなどと、中規模漁船の安全性が異ならないのであれば、小型漁船やプレジャーボートと同様に法律または省令で小型船舶の定義を改正して手当てすべきであると考えますが、この点については、いかがお考えでしょうか。

○海谷大臣官房審議官 小型船舶操縦士の定義を変えるときは省令でいいのですけれども、今の海技士の乗組を前提に、それに至るまでの段階でそれをやると政令になりますが、政令というのは、基本的に帯域と船の種類と船の大きさ、そのみで原則を決めるという立て付けになっています。

それ以外の要素を加えてやるというときは、基本的には20条特例ということになります。運用も極力煩雑にしないようにやっています。現に、昔は結構手間がかかったというのがあったのですけれども、今、ある程度要件が合致するのがあれば、煩雑にしないようにしていますので、その辺もよく御相談しながらやっていければいいのかなと思います。

むしろ、これを使ったほうが、いろんな弾力的な対応が可能になるので、むしろ、これをきちんと積極的に活用するというのがよろしいかなと。それで、煩雑にならないように最大限配慮いたします。

○野坂座長 ぜひ、よろしくお願いいたします。

ほかには、御意見、御質問等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今後、規制の見直しの方向性について、一定の取りまとめを行うということで、水産ワーキング・グループとしても規制改革実施計画の策定を踏まえ、進捗状況を確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、STCW-F条約の批准につきましては、別途、ワーキング・グループで聴取させていただきたいと考えておりますので、この点も、ぜひよろしくお願いいたします。

では、そろそろお時間となりましたので、議題1につきましては、議論を終了いたします。

皆様、本日は、ありがとうございました。ここで御退席をお願いいたします。

(国土交通省、農林水産省 退室)

(農林水産省、厚生労働省 入室)

○小見山参事官 まだ、食品安全委員会の課長補佐の方が来られていないのですけれども、本当だったら5時までに来ていただければいけなかったのですが、説明だけ農水省さんに始めていただいて、質疑で必要になれば、到着次第、食品安全委員会には質疑をさせていただくということで、もう進行させていただければと思います。

それでは、座長、よろしくお願いいたします。

○野坂座長 では、続きまして、議題2「魚類防疫に関する事項について」に移ります。

本件については、昨年6月15日に閣議決定されました規制改革実施計画のうち、平成30年度検討・結論、平成31年度措置となっている魚類の防疫に関する事項の進捗状況につい

て確認いたします。

それでは、農林水産省より、御説明をお願いいたします。

○小川大臣官房審議官 農林水産省でございます。

お手元の資料2の説明資料をおめくりいただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますが、今、座長から御紹介のございました、規制改革実施計画の該当部分を抜粋してございます。

本日の報告の事項でございますけれども、魚類の防疫に関する事項。

与えられております規制改革の内容でございますが、民間の養殖関係者が魚類の防疫に関する知識を習得できる環境を整備。

具体的には、研修や魚類防疫資格の取得機会の民間への開放を含めた必要な方策を検討、結論、そして、31年度に措置ということでございます。

もう一つが、水産用ワクチンを初めとする魚病に関わる薬剤の承認期間の短縮ということで、承認審査手続の一層の効率化、海外での各種基礎データや利用実績に関する情報の活用を通じた審査方法の簡素化、具体的な期間短縮の目標と実現のためのロードマップを関係府省連携の上、作成、実行、これも31年度措置といったことになってございます。

これを踏まえました報告でございますが、2ページ目をご覧くださいますと、まず、aについてですが、魚類の防疫に関する体系的な知識を習得できる環境の整備ということでございます。

国では、魚類の防疫、持続的養殖生産確保法が中心になっておりまして、これで国内防疫を実施しております。

これまで、都道府県職員を対象に養殖衛生管理技術者養成研修を実施してきたところでございますが、31年度より民間の養殖業関係者を受け入れることといたします。

また、公益社団法人日本水産資源保護協会、ここが、魚類防疫士技術認定試験を実施しておりますが、これまで主に研修を受けた都道府県職員が対象ということでございましたが、一定の知識、経験を有する民間の養殖業関係者が受験しやすくなるよう受験資格を見直すと、民間に開放するというところでございます。

下が、このイメージを書いたものでございまして、研修のほうにつきましては、30年度は、こういった形での3つのコースを持ってございますけれども、研修の対象を都道府県職員に加えて民間の養殖業関係者といたします。

基本的には、この研修を受けて、この次に認定試験ということになるのが通常のルートでございますけれども、上記の研修終了者を対象に試験を実施し、防疫士としておりましたが、民間への開放ということで、民間の養殖関係者で一定の知識、経験を有する者が受験できるよう、資格を見直すということでございます。

さらに1ページめくっていただきまして、3ページ目でございます。bの関係でございますけれども、海外で開発された医薬品の試験データの活用。これは、国際的なガイドライン、これは組織の略称ではないのですけれども、通称VICHと言われております、欧州、

日本、アメリカ、3つの規制当局・業界が協力している枠組みでございますけれども、その枠組みで作られたガイドラインにのっとり作成した資料は、日本、ヨーロッパ、アメリカで相互に受入が可能となっております。

品質や安全性に関する試験データは、日本の承認審査でも使用が可能となっております。96年以降、これまで品質や安全性に関する試験等のガイドラインを26件作成しております。

現在も作業は続いておまして、残留試験に関するガイドラインの作成を、今、協議中でございます。今後も積極的にガイドラインを作っていく、出来上がったものについては、相互に受け入れるといった形にもっていくとごうございませう。

今の実施状況が、この「VICH参加後」というところを見ていただきますと、ごういった形でガイドラインを作成し、この下の赤の二重丸の意味は、下の左の括弧ですが、このガイドラインにのっとり試験を実施した場合、国内での追加の試験の実施は要らないごうったことで、右側のほうになります、海外の試験データを活用できるごうったことで、開発段階での試験データ収集の負担軽減あるいは期間の短縮に貢献できるごうったことでございませう。

また、1枚めくっていただきまして、ごういったものを通じ、最終の目標は承認審査期間の短縮ごうたことになります。承認期間を短縮するため、農水省での審査ごうた審査項目の重複を見直すごうたこと。

それから、平成28年から開始してございませうけれども、関係府省、厚生労働省、食品安全委員会ごうたございませうけれども、同時並行で審査をしていくごうたことにつきまして、審査スケジュールの共有、すり合わせの徹底を行っていくごうたことです。

これらの取組を通じ、目標としては、薬によって承認期間はまちまちごうたございませうので、何か月から何か月ではなく、承認審査期間の25%短縮ごうたことを目指すごうたことごうたございませう。今年度中に3府省が連携して、具体的なロードマップを作成していく。

さらに、効果測定です、これらの取組の効果を明らかにするとともに、更なる改善の契機とするため、審査期間の実績を公表いたしませう。

さらに、養殖業者のニーズの高い魚病に対する新薬の迅速な供給や効能拡大がなされるごうたよう、水産用医薬品につきまして、3府省から連携して、必要なものを早くお届けするごうた観点で、優先審査のルールを設定していきごうたいと思っております。

現在と今後ごうたことを見ていただきますと、目標としてございませうのは、申請から承認の期間ごうたございませう。これが、赤の吹き出しに書いてございませうが、事務局による審査期間を50%短縮することによって、製薬メーカー、それから、審議会の手続ごうたものを含めた全体の期間が25%短縮できるごうたようにする。

例えば、承認まで1年6か月かかっていたものごうたについては、1年2か月を目標とするごうたことごうたになります。

その短縮してございませうる部分につきましては、黄色の枠囲いになります、動物医薬品検査所、増養殖研究所にございませうる重複審査が実態としてございませうしたので、これを下の枠にございませう

すように、動物医薬品検査所が製造方法、安定性、増養殖研究所が安全性、有効性というものを分担することによって、短縮化を図っていくといったことで、25%目標を掲げ達成していきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

(上記説明の途中、内閣府 入室)

○野坂座長 ありがとうございます。

薬剤の承認審査期間につきまして、厚生労働省と内閣府より補足はございますでしょうか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省でございます。

厚生労働省では、医薬品が食用の動物等に使用されたときに、残留することによって健康影響が生じないように、食品の基準設定を行っているところでございます。

この基準設定につきましては、まず、依頼を農林水産省からいただきまして、その依頼のデータに基づきまして、まず、食品安全委員会にリスク評価の依頼をいたします。

その依頼の結果を受けた後に、厚生労働省内で、薬事・食品衛生審議会という審議会がございまして、ここで議論をして、それぞれの食品の残留基準値を設定しているところでございます。

今まで過去3年間では、水産用の医薬品としては1品目ございまして、食品安全委員会の結果を受けてから78日間という期間で、農林水産省のほうに回答をしているところでございます。

厚生労働省からは、以上でございます。

○野坂座長 内閣府の方、補足はございますでしょうか。

○大倉評価第二課課長補佐 食品安全委員会事務局でございます。

食安委からは、特段の補足はございません。食品安全委員会でも、先ほど、厚生労働省から紹介がありましたように、一昨年末1品目の評価要請がございまして、食安委では、企業申請品目に関しましては、1年以内に答申するというようにしておりますので、その期間内の昨年答申をさせていただいているところです。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

なお、御発言を希望される際には、プレートを立ててくださいますよう、お願いいたします。

いかがでしょうか。

有路専門委員、お願いいたします。

○有路専門委員 御説明ありがとうございます。

全般的なところとしましては、審査期間を短縮していく努力をしていただけるということで、非常に現場の方々にとってはありがたい方向性だと思います。

その中で、ちょっとお尋ねしたいことがございます。まず、事務局による審査期間を半分にするというところなのですけれども、図を見ている限りでは、恐らく審査項目を2つの機関両方で同じ量をやっていたものを、それぞれ分担することによって下げるということだと思うのですが、実際、大体どれぐらいの期間がかかっていたものなのかというのを教えていただけないでしょうか。それが1点目です。

○坂本水産安全室長 農林水産省の水産安全室長の坂本でございます。

当方で過去の何製剤かについて平均で計算をしたところ、全体の期間としましては28カ月かかっていました。そのうち、事務局の審査期間については約半分ですので、平均14カ月程度、薬剤によって承認審査にかかる期間というのは長いもの、短いものがございますけれども、平均でいいますと、先ほどのような全体が28カ月、そのうち事務局は14カ月ということになっておりました。

○野坂座長 有路専門委員、いかがでしょうか。

○有路専門委員 ということは、この14カ月のところが7カ月ぐらいになって、そこが削減されるというイメージでよろしいですかね。

○坂本水産安全室長 はい、平均で申しますと、それぐらいになることを目標にいたしたいと思います。

○有路専門委員 あと、もう一方なのですが、残りの14カ月、製薬メーカーさんが、恐らく回答しないといけない、いろいろな質問に対する期限というものもあると思いますし、審議会で審議される期間というものもあると思いますけれども、この辺りをもう少し合理化というか、短縮するような検討というのはされないのでしょうか。

○小川大臣官房審議官 それぞれの審議会のところで補足があればと思いますけれども、まず、製薬メーカーさんのところは、正に申請されているところですので、短縮を最もしたいと思われている方だと思いますので、そこの自助努力だと思います。私どものほうから早くしないと切るとは言えませんので、そういうことだと思います。

それから、審議会も、例えば、補足はあるかもしれませんが、食品安全委員会の観点、例えば、食品安全委員会のリスク評価をするといったところで、これに何カ月以内に返事を出せといったようなことを水産用の医薬品で行うこと自体が、やはり、結局、消費者の皆様に安全な食品を提供すると、その部分についての安全性の確保については、審査期間を短縮してもレベルを下げるわけにはいかないということでございますので、そういった観点では、審議会のところで短縮化を、事務局のほうですね、リスク管理を担当している部門からリスク評価を短くしろというよりも、まずは、このリスク管理を担当している部分について短縮を行うといったことで、今回の短縮の構図を作らせていただけたところでございます。

○有路専門委員 ということは、要は残りの14カ月のところで言うと、製薬メーカーさんの自助努力のところというのは当然あるにしても、残りの部分は、この図に書かれているように、順番が決まっている形なのではないでしょうか。

○小川大臣官房審議官 ありがとうございます。

事務局による審査と、製薬メーカーさんとのキャッチボールですね。この結論がないと、やはり審議会にはかけられないので、この製薬メーカーさんと事務局の、この絵に描いてございます、指摘、回答というものと審議会のプロセスが並行というのではなく、私が先ほど申し上げました並行審査というのは、事務局と製薬メーカー様が終わった後に食安委等で行う審議会の手続の部分については並行でできるような取組を28年以降、取り組んでいるという説明でございます。

○有路専門委員 ここで御回答いただく必要性はないかなとは思うのですが、やはり、私が思うところというのは、安全性に関する評価、特に食安委のほうに投げる場合というのは、全ての一通りの製薬メーカーさんと事務局のやり取りが終わった後に、そこからかけられるというところに関しては、安全性のところだけは別に打診して検討を早めるということは可能なのか、それが絶対にできない理由がどこかにあるのかということ、一度御検討いただきたいと思えます。

続けて申し訳ないのですが、これは教えていただきたいというところがございまして、VICHのほうで、薬剤に関する品質安全性、有効性に関しての科学的データであるとか、既知見に関しては共有化しましょうというところがあるのは、重々承知しておりますけれども、この部分に関して、実際のところは、EUと我が国日本と、あと、アメリカ合衆国と、基準が違うことがあります。例えばエリスロマイシン、アンピシリンの問題は、いつまでたっても米国のところでは、コンディショナル・アプルーブドのままとまっています、そこから先に進まないというような状況の中で、日本とEUのほうは、かなりすり合わせができており、残留試験が非常に大変ですが、考え方として、どの薬品を使っていいかどうかというところの共有化はできています。一方アメリカとは時間がかかっているという実情に関して、この枠組みの中で、何か解決する方向性があるのか、あるいはそれを狙っておられるのかということをお教えいただきたいと思えます。

○坂本水産安全室長 このVICHにつきましては、医薬品の承認審査に関しての調和を図っていくということですので、先ほど、言われました米国におけるエリスロマイシン、アンピシリンの取扱といった部分は、正にアメリカのリスク管理措置として、国内でどのような規制をするかという部分かと思えますので、基本的には、このVICHの枠組みで検討される内容ではないと考えております。

その問題に関しては、私どもも、あと、水産庁のほうも承知しております、こちらに関しては、水産政策の改革の中で、輸出先国で認められる医薬品を増やすといった取組をするということで、そちらの改革のほうで取り組むことになっていると承知しております。

○有路専門委員 どうも、説明ありがとうございました。

○野坂座長 どうぞ。

○小川大臣官房審議官 1点だけ補足させてください。

先ほどの審議会のプロセスですが、先ほどの28カ月の中で、事務局が持っているのが14

カ月と、審議会へのアプローチという観点で申し上げますと、もう一点ございますのは、審議会のプロセスが3カ月ですので、全体の中の割合で占めるのが約1割ということもございます。

それだけ補足させていただきます。

○野坂座長 では、まず、本間専門委員、お願いいたします。

○本間専門委員 今の有路専門委員の御質問と同様といいますか、絡む話ですけれども、ガイドラインの作成のプロセスの実態について、それが具体的にどの程度まで協議がなされていて、それが、いつ利用可能になるのか見通しがあるのかどうか、という点が1点。

それから、このガイドラインの役割といいますか、これによってどれだけ期間が短縮できるのか、あるいは費用が削減できるのかといった、その辺りの数値的といいますか、見通し、あるいは予測ですが、期間の短縮とかコスト削減について、どういうふうに推測されているか、お考えを示していただければと思います。

○小川大臣官房審議官 ありがとうございます。

まず、VICH自体は、例えば、比較対象でものを考えると、例えば、コーデックスですね。食品安全のFAOとWHOの枠組みで作っているようなものとは違うということですね。これは、正に日本とアメリカとヨーロッパ、これをカバーすることによって、いわゆる動物用医薬品を作る能力のある国は、これでほぼカバーされているということで、新たな医薬品を作り上げる能力を持っている規制当局が協力をしている。

そういう意味では、作る能力のある者で共有できるガイドラインを作っていると、インターナショナルに活用可能、もちろん使うことは可能ですけれども、当事者が作っているというような性格のものであると。

そういった観点から作り上げているものでございますと、作る前と作った後で申し上げますと、これは、平均値というか、概念として考えただければ助かりますが、製剤の開発をするのに、大体長いほうで11年ぐらい開発期間がかかって、それに対して承認、審査が3年かかっているというものがあつた場合に、このガイドラインができますと、製剤開発で8年程度になる、あるいは承認審査が2年程度になるといったような効果を持っていると御理解をいただければと思います。

○野坂座長 では、中島専門委員、お願いいたします。

○中島専門委員 御説明ありがとうございます。

質問の内容は、魚類の防疫に係る体系的な知識というところなのですけれども、まず、ここで出ております、31年度より民間の養殖関係者を受け入れるということになっておりますけれども、具体的に、どこを対象にされているのかということ、まず、お聞きしたいと思います。

○坂本水産安全室長 対象となる養殖業関係者の方ということでよろしいでしょうか。

○中島専門委員 はい。

○坂本水産安全室長 基本的には、養殖業を営まれている方、それから、関係するところ

として、水産用医薬品の製造販売業者、メーカーさんですとか、あと、飼料メーカーさんですとか、あと、それらに関する団体さんの方ですとか、基本的には養殖業にかかわる業界の方を広く受け入れるということで考えております。

○中島専門委員 どうもありがとうございます。

それで、養成研修コースとありますけれども、3つあって、これはどれでもある程度きちんと研修を受ければ、合格できるものなのかどうか、そのカリキュラムに対するレベルの差はあるのか、ないのか。どれを受ければ、魚類防疫士の認定を受けられるのか、その辺がよく分からないのですけれども。

○坂本水産安全室長 お答えいたします。

今、30年度のカリキュラムで、コースを3つ書いてございますけれども、基本的には、この3つのコースを全て受けていただいた方に、こちらの社団法人のほうでは受験資格を認めているという形になっておりますので、これを全て受けていただく必要があります。

試験に関しましては、別途、試験問題を作成して行っていると聞いておまして、内容は、基本的に、この研修で取り扱っている内容だとは思いますが、非常に専門性は高いので、不合格になられる方もいらっしゃると思います。

○中島専門委員 例えば、一般の、いわゆる養殖業者の方が、カリキュラムを本当に受講して、受かるか、受からないか、その辺が非常に大事ななと思うのですけれども、これも非常に大事かと思えますけれども、本当に一般の養殖業者の方々にとっては、それを日々相談できる機関というものを作ってあげたほうが、早くこういった魚病というのを防ぐことも可能になるのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○坂本水産安全室長 養殖の現場ですと、相談機関としては、都道府県の水産試験場が、いろんな各県に、海面に1つ、内水面に1つと、それ以上複数あるところもございますが、そういった水産関係の試験研究機関がございますので、魚病、どうも魚の具合が悪いというような状況がありましたら、まずは、そこに御相談いただいて、対策を御相談いただくという形になっておまして、都道府県の水産試験場のほうでは、養殖業者の方を対象にした医薬品の使用に関する研修だとか、ワクチン使用に関する研修だとか、そういったことも行っておりますので、そちらのほうに関しましても、国のほうで都道府県と連携して進めていきたいと思っております。

○中島専門委員 どうもありがとうございました。

○野坂座長 よろしいでしょうか。

今の話に関連して少し質問をさせていただきたいのですけれども、養成研修コースは、基礎、専門、実習の全てを受講しなければならないというお話がありましたけれども、民間の養殖業関係者が研修する上で、現在はこれら全て、研修場所に行き受講しなければならないのでしょうか。

○坂本水産安全室長 はい。現在は、都内で研修室、ここの協会の研修室であったり、大学ですとか、研究機関の研修室をお借りして実施しております。

○野坂座長 基礎コース、専門コース、実習コース、全て合わせて26日間拘束されるわけ  
でして、そうすると、民間の養殖業関係者が、それだけの時間をとるのは非常に難しいと  
思います。例えば、実習コースを除いては、オンライン講座にして、いつでも、どこでも  
受けられるようにすれば、より研修を受ける民間業者が拡大するのではないかと思うので  
すけれども、この点については、いかがお考えでしょうか。

○坂本水産安全室長 御指摘のとおり、オンラインコースとか、そういったものができれ  
ば、非常に有効かなとは考えてはいるのですけれども、この講師を、今、魚病を専門とさ  
れる大学の先生方をお願いをしているのですけれども、その先生方が使用されている教材、  
いろんなものを使ってされているようなのですけれども、そちらの関係の著作権といいま  
すか、知的所有権の問題なども発生してきはしないかというところに少し懸念がありまし  
て、それで、オンラインでの御提供というのは、今のところしていないというところでご  
ざいます。

○野坂座長 ぜひとも時代に合った方向で、オンライン講座などをご検討いただければと  
思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

林委員、お願いいたします。

○林委員 今、教材で使用するものについての著作権のことが気になるのでと、おっしや  
いしましたが、それは杞憂といいますか、漠としたそういう不安のために、これまでもe-  
learningが止まっているという実態があって、規制改革推進会議でも、これまで議論して  
きているところです。そこは、まず、通常の著作権処理をなさっていれば問題ないという  
ことを御確認いただいて、e-learningを進めていただければと思います。

○野坂座長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

金丸議長代理、お願いいたします。

○金丸議長代理 農水省の審議官にお願いしたいというか、先ほど、28カ月のうち14カ月  
が皆さんで、そのうち、それが半分になって7カ月短縮して、トータルでは28カ月が21カ  
月になるというお話だったのですが、農水省の立場は、先ほどの議題1でも申し上げたの  
ですけれども、今回、水産改革、70年ぶりに漁業法にまで改正を、いろんな各関係者の御  
理解を得て法案が通ったわけで、そういう意味では、この分野が発展をしていくために、  
農水省は最善を尽くすべきだということだと思っております。

そういう中で、日本の水産業が、漁業先進国と比較して、養殖の割合が少ないというこ  
とが、今回のポートフォリオ転換への期待があるわけです。

そういう意味では、自分のところが少し短くなるというだけではなくて、それが、厚労  
省と内閣府食品安全委員会にもお願いしたいのは、トータルで、政府全体で取り組んでい  
る高次元の国家戦略の方針なので、縦割りではなくて、横でもっと連携をして、自分のと  
ころは、先ほど厚労省さんは、78日で一旦返すと、平均で言うとしたか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 過去3年間で1品目しか水産用の医薬品はございません

ので。

○金丸議長代理 なかったから、それが78日なのですね。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 おっしゃるとおりです。

○金丸議長代理 だから、今後そういう期待があるからでしょうから、だから、トータルで、これの主たる責任、当事者責任は、やはり農水省がリードすべきだと思うのです。だから、他省の他委員会とかにも働きがけをして、トータルで短縮できる提案というのか、アイデアをどんどん出してほしいし、21カ月ではなくて、もっと短くできれば、ぜひやっていただきたいと思いますので、それをぜひ最後をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○野坂座長 では、ほかには、よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。

それでは、そろそろお時間となりましたので、本日の会議は、ここで終了といたします。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○小見山参事官 ワーキング・グループは終了いたしますが、この後、事務的な連絡がございますので、委員・専門委員の皆様はお残りいただければと思います。

○野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。

本日は、お忙しいところ御参集いただき、ありがとうございました。

委員、専門委員の皆様は、事務的な連絡事項がございますので、この場に残ってくださいよう、お願いいたします。